議題3-2 「炭焼き器」に係る規制の見直しについて

火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会(第2回)



木炭を燃料とする厨房設備(炭焼き器)規制の現状について

- 現行の消防法において、炭焼き器は、使用温度に関するデータが存在しなかったことから、厳しい規制 を適用し、使用温度が**800**度以上のものとして規制されている。
- そのため、可燃物からの離隔距離を大きく確保する必要があり、機器の設置に際し支障となっている状況であった。
- 今回、炭焼き器で実施した燃焼実験を参考に、仕様規定として求められる可燃物からの離隔距離について機器の危険性の実態に合わせた改正を検討する。

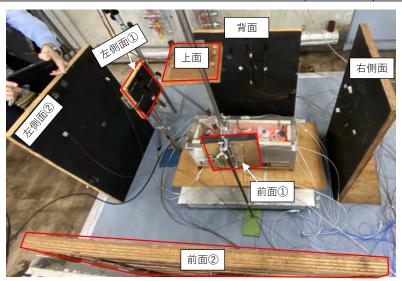
【仕様規定】対象火気省令 別表第1に掲げる離隔距離

• 対象火気省令 別表第1(抄)

社争小生型	供笔又 11 社会小:	離隔距離(cm)						
対象火気設備等又は対象火気器具等の種別			上方	側方	前方	後方	備考	
厨房設備	(略))に分類さ	使用温度が800℃以上のもの	2 5 0	200	3 0 0	200	注:機器本 体上方の側 方又は後方	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	1 5 0	1 0 0	200	1 0 0		
		使用温度が300℃未満のもの	100	5 0	100	5 0	の離隔距離を示す。	



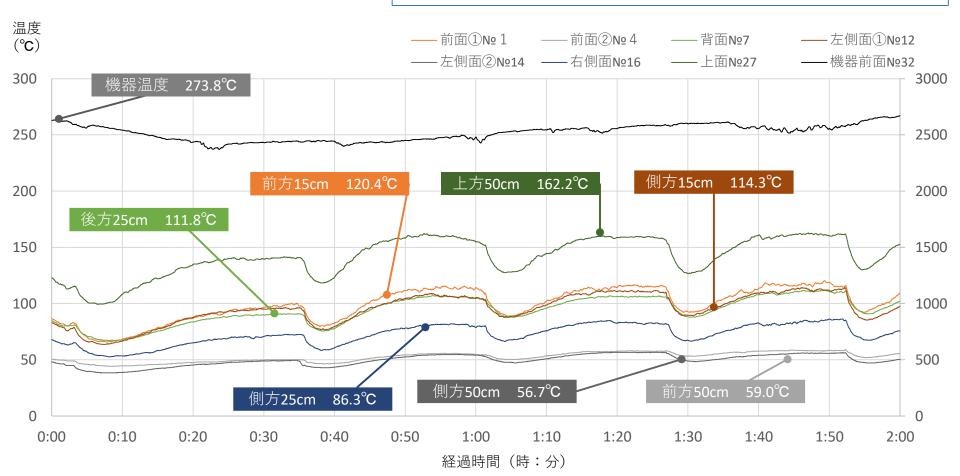
実験対象機器



炭焼き器の燃焼実験結果について

炭焼き器実験結果【黒炭】

• 炭焼き器の燃焼実験は黒炭とオガ炭(白)で実施しているが、 木壁最高温度の高い黒炭の実験結果を掲載する。



	最高温度(℃)								
	上方50cm	側方15cm	側方25cm	側方50cm	前方15cm	前方50cm	後方25cm	機器温度	
測定温度	162.2	114.3	86.3	56.7	120.4	59.0	111.8	273.8	
温度補正後 (+15℃) ※	177.2	129.3	101.3	71.7	135.4	74.0	126.8	288.8	

※ 試験周囲温度20℃で試験を実施したため、基準周囲温度(35℃)との差(15℃)を加えた温度

木炭を燃料とする厨房設備(炭焼き器)省令改正案

対象火気省令 別表第1に掲げる離隔距離(現行基準)

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別			離隔距離(cm)					
			上方	側方	前方	後方	備考	
厨房設備	to1 > t. O	使用温度が800℃以上のもの	2 5 0	200	3 0 0	200	注:機器本体上方の	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	1 5 0	100	200	100	側方又は後方の離隔	
		使用温度が300℃未満のもの	100	5 0	100	5 0	距離を示す。	



厨房設備に「炭焼き器」の項目を追加

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別					離隔距離(cm)					
別家代気設備寺又は別家代気碕共寺の俚別			上方 側方 前方		後方 備考					
厨房設備	固体燃料	木炭を使用するもの	炭焼き器	250*	5 0	5 0	5 0	注:機器本体上方の 側方又は後方の離隔 距離を示す。		

改正案の考え方

- 側方・前方・後方の離隔距離については、今回の実験結果から、 壁面の温度が100°Cに達しない距離である「50cm」としてはどうか。
- 固体燃料を使用する厨房設備として、今回の検証を行った機器に限定するため、「炭焼き器」で「木炭を 使用するもの」に限定する必要があるのではないか。
- ※ 上方の離隔距離については、実験からは100°C以下になる離隔距離が得られていないため、現行規定を 準用しているが、引き続き検討予定。